

昨秋以降の消費者行政推進体制強化に向けた取組状況について

1. 都道府県における知事をトップとする「消費者行政推進本部」設置の動き（例）

（1）群馬県

- ・「群馬県消費者行政推進本部」を設置（9月）。
- ・安全で安心な県民生活の確保に資するため、県民生活に重大な影響を与える消費者問題について関係部局が連携し、総合的に対処するとともに、消費者施策の総合調整をはかり円滑な消費者行政を推進することを目的として設置。
- ・構成員は、本部長：知事、副本部長：副知事、本部員：各部長・教育長・県警本部長

（2）宮崎県

- ・「宮崎県消費者行政推進本部」を設置（11月）。
- ・消費生活に重大な影響を及ぼすおそれのある消費者事故等による被害防止等を図ることを目的として設置。
- ・構成員は、本部長：知事、本部長代行：副知事、本部員：各県民局長・各部長・教育長・県警本部長・議会事務局長・病院管理者等

（3）京都府

- ・「京都府くらしの安心・安全推進本部」を設置（1月）。
- ・京都府の全部局が緊密に連携し、京都府内の消費生活における被害の発生又は拡大を防止するための取組を総合的かつ円滑に推進することを目的に設置。
- ・構成員は、本部長：知事、副本部長：副知事、委員：各広域振興局長・各部長・教育長・県警本部長

（4）富山県

- ・知事を本部長とする「富山県消費者の安全・安心確保推進本部（仮称）」設置に向け検討中。

（5）岐阜県

- ・知事を本部長とする「岐阜県消費者行政推進本部（仮称）」設置に向け準備中。

（6）その他

① 山口県

- ・環境生活部長をトップとする「山口県消費者行政推進会議」を設置（12月）。

② 山梨県

県民室長をトップとする「山梨県消費者行政推進会議」を設置（1月）

③ 愛知県

県民生活部長をトップとする「愛知県消費者行政推進会議（仮称）」を設置予定（4月）。

2. 行政、消費者団体、事業者など関係者・関係団体が一体となった組織・ネットワーク構築の動き（例）**（1）三重県**

- ・「みえ・くらしのネットワーク」を設立（2月）
- ・消費者、事業者、行政等関係者の連携を図り、相互理解、相互協力をするにより、広く消費者への啓発等を行い、安全・安心な消費生活環境の実現を目指すことを目的に設立。
- ・構成員は、県内の消費者関連団体、事業者関連団体、行政に加え、オブザーバーとして弁護士会、司法書士会、法テラスが参加。

（2）岩手県

- ・「岩手県消費者行政推進ネットワーク（仮称）」設立に向け準備中。
- ・県、市町村の消費者行政担当課、県警本部、弁護士会等から構成されるネットワークを想定。

3. 消費者行政担当機構の充実・強化の動き（例）**（1）新潟県**

- ・消費者行政専管課（消費者行政課）を設置予定（来年度より）。
- ・これまでの消費者行政担当部署は「県民生活課」の「消費者行政係」。

（2）鹿児島県

- ・「消費者行政推進室」を設置予定（来年度より）。
- ・貸金業法に関する業務（商工労働部）とJAS法に基づく食品表示110番の相談窓口機能（農政部）を県民生活局に一元化し、生活・文化課に「消費者行政推進室」を設置。

(3) 秋田県

- ・「消費生活室」を設置予定（来年度より）。

(4) 東京都

- ・「消費者情報総括担当課長」を設置（1月）。
- ・管内の消費者事故等の情報を集約し、総合的に活用する体制を明確化。